

平成27年 第1回定例会 3月19日

総務委員会に審査を付託されました議案十五件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第一号 平成二十七年度岐阜県一般会計予算につきましては、節度を保った財政運営に努めながらも、「清流の国ぎふ創生への挑戦」に向けた施策を展開するため、その予算規模は、前年度当初予算に比べ、四・九%増の七千九百七億九千万円と三年連続の増加となっております。

歳入予算では、県税が企業収益の増加、あるいは消費税率引き上げの平年度化により前年度当初予算に比べ百八十一億円増の二千二百二十六億円、地方消費税清算金が消費税率引き上げの平年度化により、百三十一億七千七百万円増の六百五十億一千百万円などとなっております。一方、地方譲与税は、地方法人特別譲与税制度の縮小等により四億円減の三百六十二億円、分担金及び負担金は二億二千三百一十一万四千元減の三十三億三千五百八十万四千元となっております。

また、歳出予算については、総務委員会所管として、百三十三億六千七十九万五千円増の二千二百四十億三千五百九十三万二千円であります。その主な内容としましては、公債費が千二百二十四億九百三十万六千元、地方消費税清算金や地方消費税交付金などの諸支出金が七百七十五億七千二百三十万円のほか、広報・広聴活動を展開するための経費として二億百七十七万三千元、税の賦課徴収に不可欠な納税通知書の作成や滞納整理に必要な経費等として六十一億九千二百九十九万五千円、次期防災情報通信システムの整備に係る経費として六千三十二万円などが計上されております。

債務負担行為につきましては、地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務など三十件であります。

次に、議第二号は公債管理、議第三号は用度事業に関する特別会計予算であります。

次に、補正予算の概要を申し上げます。

議第十五号の岐阜県一般会計補正予算のうち、歳入予算補正は総額十八億六百五十一万七千円の減額となっております。これは、地方譲与税が企業収益の増などを踏まえ、四十一億円の増額、国庫支出金が国補正予算関連等として四十九億五千五百五十一万一千円の増額となる一方、繰入金が九億百六十万三千円の減、諸収入が二十五億九百三十七万円の減などとなっております。

次に、歳出予算補正については、総務委員会所管として、総額三十一億八千六百四十九万七千円の増額となっております。その主な内容としましては、給与改定により退職手当の計算の基礎となる五十五歳以上の職員の給与月額が引き下げられたことに伴い、退職手当を五億六千六百二十一万九千円減額する一方、財源対策に備えるため、財政調整基金に積み立てるものとして四十七億八百七十二万一千円、将来的な県庁舎の建てかえ等に備えるため積み立てる県有施設整備基金として、四十七億六千七百十八万八千円などが計上されております。

繰越明許費補正につきましては、防災行政無線整備費について、次期防災情報通信システムで使用する中継局舎の耐震診断が十二月の大雪で遅延し、年度内の完了が困難となったことに伴うものなどであります。

また、議第十六号の公債管理特別会計、議第十七号の用度事業特別会計の補正予算については、いずれも年度内の執行見込みに基づき、所要の補正を行うものであります。

条例その他の議案としましては、新年度における県職員と市町村学校職員の定数について定める岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例についてなど九件であります。

採決の結果、議第一号のうち歳入予算、歳出予算中総務委員会関係、債務負担行為中総務委員会関係、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用、議第二号、議第三号、議第十五号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、繰越明許費補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第十六号、議第十七号、議第二十八号から議第三十三号まで、並びに議第六十四号、議第七十号及び議第七十五号の各案件につきましては、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

まず、県庁舎の再整備について質疑があり、平成二十六年度補正において、県庁舎の建てかえに備えて県有施設整備基金に四十億円を積み増し、累計で百億円になるとの答弁がありました。これに対して、議会、県民に対して必要な情報提供を行うよう要望がありました。

また、次期防災情報通信システムで使用する中継局舎の耐震診断の大雪による遅延の状況について質疑があり、飛騨方面に集中して発生しているとの答弁がありました。

以上、総務委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。